

(書式 4 - 4)

被害者死亡の場合の交通事故の示談書

示 談 書

〇〇〇〇 (以下「甲」という) と△△△△ (以下「乙」という) とは、後記交通事故 (以下「本件事故」という) に関して以下のとおり示談する。

第 1 条 甲は、被害者〇〇〇〇 (以下「丙」という) の相続人乙に対して、乙が受領済みの自賠責保険金〇〇〇〇円以外に、金〇〇〇〇円を、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、乙名義の銀行口座 (〇〇銀行〇〇支店普通預金、口座番号〇〇〇〇) に振込送金して支払う。

第 2 条 甲が、前条の金員の支払いを怠った場合、平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払いを完了するまで、年〇〇パーセントの割合による遅延損害金の支払義務を負う。

第 3 条 甲及び乙は、本件事故について、前 2 条規定の金員の支払いにより、全て円満解決したこと及び本示談書に記載したもの以外、甲乙間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

交通事故の表示

日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時ころ
場 所 〇〇市〇〇町〇〇番地先路上
態 様 甲運転の普通乗用自動車 (品川〇〇り〇〇〇〇) が原動機付自転車で走行中の丙に接触し、丙を平成〇〇年〇〇月〇〇日に頭蓋骨骨折等により死亡させた事故

本示談成立の証として、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



解説

(被害者死亡の場合の交通事故の示談書)

死亡事故の場合、その相続関係の確認が先決である。

文例は、相続人が1人の場合のものであるが、相続人が数名いる場合に全員と示談書を結ぶケースでは、各相続人の受領割合を明記するか、1人の相続人が受領し示談を完了させるケースでは、他の相続人との関係でも、一切の債権債務がないことを確認する条項が必要である。

(印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。

